

○総務省令第十二号

公益信託に関する法律（令和六年法律第三十号）の施行に伴い、総務大臣の所管に属する公益信託に係る許可及び監督に関する省令を廃止する省令を次のように定める。

令和八年二月九日

総務大臣 林 芳正

総務大臣の所管に属する公益信託に係る許可及び監督に関する省令を廃止する省令

総務大臣の所管に属する公益信託に係る許可及び監督に関する省令（平成十二年総理府・郵政省・自治省令第二号）は、廃止する。

附 則

この省令は、公益信託に関する法律（令和六年法律第三十号）の施行の日（令和八年四月一日）から施行する。